

## 第4 法人の状況

### 1 資本金の状況

本機構の資本金は、平成21年10月1日現在、1億円です。

### 2 役員状況

役員の数数は機構法第7条の規定により、理事長1人、理事4人以内及び監事2人を置くとしており、機構法第9条の規定により理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年となっております。

平成21年10月1日現在の役員は、次のとおりです。

| 役職          | 氏名     | 任期                        | 経歴   |
|-------------|--------|---------------------------|--|
| 理事長         | 梶山 千里  | 平成20年11月1日～<br>平成24年3月31日 | 昭和44年6月アメリカ合衆国マサチューセッツ大学博士研究員<br>昭和45年8月九州大学工学部助手<br>昭和50年10月九州大学工学部助教授<br>昭和59年11月九州大学工学部教授<br>平成12年4月九州大学大学院工学研究院教授<br>" 九州大学大学院工学研究院長、工学府長(併任)、工学部長(併任)<br>平成13年11月九州大学総長<br>" 九州大学医療技術短期大学部学長(併任)<br>平成16年4月国立大学法人九州大学総長<br>平成20年11月本機構理事長 |
| 理事長代理<br>理事 | 高塩 至   | 平成21年8月1日～<br>平成22年3月31日  | 昭和52年4月文部省採用<br>平成15年7月大臣官房審議官<br>平成16年4月(独)国立高専機構理事<br>平成18年4月文化庁文化部長<br>平成19年1月文化庁次長<br>平成21年7月文部科学省大臣官房付<br>平成21年8月本機構理事長代理・理事  |
| 理事          | 尾山 眞之助 | 平成20年7月11日～<br>平成22年3月31日 | 昭和53年4月文部省採用<br>平成17年4月国立教育政策研究所次長<br>平成18年7月大臣官房審議官<br>平成19年1月文化庁文化部長<br>平成20年7月本機構理事   |
| 理事          | 檜尾 孝   | 平成21年7月1日～<br>平成22年3月31日  | 昭和47年4月日本火災海上保険株式会社入社<br>平成8年4月和歌山支店長<br>平成11年4月公務部長<br>平成13年4月日本興亜損害保険株式会社公務部長<br>平成15年4月理事公務部長<br>平成19年4月常務執行役員<br>平成21年7月本機構理事  |
| 理事          | 大貫 賢一  | 平成20年4月1日～<br>平成22年3月31日  | 昭和42年4月日本育英会採用<br>平成15年4月日本育英会総務部長<br>平成16年4月本機構総務部長<br>平成18年1月本機構参与(兼)支部総括室長<br>平成19年1月本機構理事<br>平成20年4月再任   |
| 監事          | 佐藤 正行  | 平成20年4月1日～<br>平成22年3月31日  | 昭和52年4月学校法人慶応義塾採用<br>平成17年11月慶応義塾大学学生総合センター事務次長<br>平成19年3月慶応義塾塾監局参事<br>平成19年4月本機構監事<br>平成20年4月再任   |
| 監事<br>(非常勤) | 中野 陽一  | 平成20年4月1日～<br>平成22年3月31日  | 昭和49年11月新和監査法人(現あずさ監査法人)採用<br>平成元年12月中野公認会計士事務所開設<br>平成16年4月本機構監事<br>平成18年4月再任<br>平成20年4月再任  |

### 3 コーポレートガバナンスの状況

#### (1) 法による規制

##### ① 主務大臣等

本機構の主務大臣は、機構法により文部科学大臣とされており、通則法により、文部科学大臣は、本機構の理事長及び監事を任命し、または解任することができることとされています。また本機構は、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際には、文部科学大臣の認可を受けることとされています。

##### ② 会計監査人の監査等

本機構は通則法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

##### ③ 会計検査院の検査

本機構に対しては会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・ 決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・ 会計処理が予算や法令などに従って適正に処理されているか。（合規性）
- ・ 事務・事業が経済的、効率的に実施されているか。（経済性、効率性）
- ・ 事業が所期の目的を達成しているか、また効果をあげているか。（有効性）

#### (2) 外部評価体制

本機構の業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度ごとの評価と、中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間ごとの評価があります。また業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省独立行政法人評価委員会と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される政策評価・独立行政法人評価委員会によってダブルチェックされることとなります。

本機構はまず、文部科学省独立行政法人評価委員会により、各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績について、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上評価を受けることとなります。この独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があると認める場合には、本機構に対して業務運営の改善などを求めることができます。

一方、政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べることができるとされています。

なお、中期計画では、これら評価の結果は、ホームページ等において国民に分かり

やすい形で公表することとされています。

| 文部科学省の評価<br>(文部科学省独立行政法人評価委員会)   | 総務省の評価<br>(政策評価・独立行政法人評価委員会)   |
|--|--|
| 委員：外部有識者の内から文部科学大臣が任命  | 委員：外部有識者の内から総務大臣が任命  |
| <p><b>【主務大臣への意見事項】</b><br/> 中期目標の決定・変更、業務方法書・中期計画書の認可時（通則法第 29 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 30 条第 3 項）<br/> 中期目標期間終了時の法人業務の継続必要性の検討（通則法第 35 条第 2 項）<br/> 財務諸表の承認時（通則法第 38 条第 3 項）<br/> 利益残余使途の承認時（通則法第 44 条第 4 項）<br/> 限度額を超えた短期借入金の認可時（通則法第 45 条第 4 項）<br/> 財産処分等の認可時（通則法第 48 条第 2 項）<br/> 役員報酬の支給基準決定時（通則法第 53 条第 2 項）</p> <p><b>【評価事項】</b><br/> 各事業年度における業務の実績（通則法第 32 条第 1 項）<br/> 中期目標期間における業務の実績（通則法第 34 条第 1 項）</p> | <p>主務大臣、独立行政法人の長に対し必要な資料提供、意見開陳、説明依頼などを行う権利を有している</p> <p><b>【評価事項】</b><br/> 事務・事業の改廃に関して主務大臣に勧告を行うことができる</p> |

### (3) 内部管理体制

#### (役員会の運営・業務執行体制)

理事長のリーダーシップの下、機動的な運営・業務実施を行えるよう組織運営・事業実施に関する権限・委任を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成する政策的、専門的、実務的観点から提言を行う政策企画委員会、企画立案機能をサポートする政策企画部を設置するなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する運営会議を設置、当該会議を定期的開催し、重要な方針及び施策に関して審議を行うなど、本機構の業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

#### (監事監査)

本機構の業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的とし、本機構に監事 2 人を置いています（機構法第 7 条）。監事は、監事監査要綱に基づき、個々の処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人・内部監査等と連携し本機構の業務の監査を行っています。

#### (内部評価制度)

本機構内に大学等の運営・評価、奨学金、学生支援及び留学生支援の各分野に関し、広くかつ高い見識を有する外部有識者で構成する評価委員会を設置し、本機構の管理運営及び業務の実績について必要な評価を行うなど、内部評価を客観的かつ効果的に行うための制度を設けています。

#### (組織運営規程)

本機構では、中期目標や中期計画を実現するための組織体制の構築に取り組んでおります。その具体的な内容は、本機構の組織運営規程に規定されていますが、主な内容は以下の通りです。

##### ① 組織編成及び運営の基本方針の明確化

###### ア. 組織編成・運営の見直しの原則（組織運営規程第2条第1項）

組織に期待される学生支援の方策は、学生の修学環境等の変化に応じ、異なるとともに、各支援策を相互に連携・補完させ本機構の支援策全体により修学環境を改善することが求められることから、本機構の組織編成・運営は、時と場合に応じて、十分な連絡調整を行い、効率的、効果的なものになるよう、常に見直し、変更していくこととしています。

###### イ. 外部知見活用の原則（同第2条第2項）

本機構の業務運営実施には、外部有識者を有効利用・活用しています。

##### ② 政策企画委員会の設置（同第5条）

理事長が本機構の政策方針等の決定を行うためには高度な知識と洞察、経験が必要となります。そこで、各分野の優れた知識・経験等を有する者により構成する政策企画委員会を設置し、理事長を補佐しています。

#### (コンプライアンス体制)

本機構では、社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、平成18年10月に「コンプライアンスの推進に関する規程」（平成18年規程第18号）を制定するとともに、年度ごとに、コンプライアンス推進に関する具体的な取組の計画をまとめ、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの推進を図っています。

#### (情報公開と個人情報保護)

本機構では、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開に関する規程及び個人情報保護規程を制定し、情報の公開の適正な実施の確保及び本機構が保有する個人情報の適切な管理を図るために情報公開・個人情報保護委員会を設置しています。

#### (リスク管理体制)

本機構の業務の実情を調査し、その効果的かつ効率的執行を図るとともに、予算執行及び会計経理の適正を期することを目的として、内部監査のシステムを設けています。内部監査は、理事長が組織の内部体制及び危機管理のために行うものであり、内部監査規程に基づき、理事長は、各監査事項ごとに役員又は職員の中から監査員を任命し、監査計画を作成し実施します。理事長は、監査員の結果報告に基づき、改善を必要とする事項があると認める場合は、業務又は会計経理に関し必要な措置を講ずるものとしています。

#### (4) 評価

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の平成20年度に係る業務の実績に関する評価は以下ようになっております。

#### 全体評価

##### ①評価結果の総括

○日本学生支援機構は、我が国における学生支援の中核機関として、その一層の改善・充実に努め、サービスの利用者からも概ね良好な評価を得たものと認められる。

○奨学金の回収の抜本的強化、留学生支援関係の保有資産の見直し、学生生活支援事業の見直し、外部委託の推進、人件費削減など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいると認められる。

<参考>・業務運営の効率化：A ・業務の質の向上：A ・財務内容の改善：A 等

##### ②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 返還金回収率向上の取組を積極的に検討し、強化されており評価できるが、延滞債権の抑制及び削減のための取組を促進する必要がある。
- (ロ) 返還金回収業務の外部委託について、その効果を検証しつつ、促進する必要がある。
- (ハ) 保有資産の見直しについて、引き続き、保有形態による費用対効果等を分析しつつ検討を行い、結論を得る必要がある。

##### ③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も考慮しつつ、定量的な把握、分析を実施するとともに、回収促進策の効果等を検証しつつ、次年度以降の返還促進のための取組を効果的に行うために必要な改善を図るべき。
- (ロ) 外部委託等で得られたデータ等を基に、費用対効果を多角的、総合的に検討し、その結果を業務運営の効率化等に活用すべき。
- (ハ) 保有資産の見直しについて、引き続き検討を行い、結論を得たものから順次適切に対応していくべき。

##### ④特記事項

独法整理合理化計画や勧告の方向性等において指摘された事項について検討に着手し、概ね結論を得るなどの対応がなされている。独法整理合理化計画や勧告の方向性等において指摘された主な事項に関し、

- ・回収の抜本的強化策については、平成20年度中に機構の「奨学金の返還促進に関する有識者会議」においてとりまとめ、平成19年度末3ヶ月以上延滞債権半減目標や総回収率の目標等の下に各種方策を実施。
- ・平成19年度業務実績評価の総務省による2次評価において指摘された機関保証の妥当性の検証については、機構に平成20年9月に「機関保証制度検証委員会」を設置し、平成20年度末に審議をとりまとめ。
- ・保有資産の見直しについては、国際交流会館の市場化テストの実施、東京国際交流館プラザ平成の見直し、東京日本語教育センターの有効活用の在り方等について検討を実施。

文部科学省独立行政法人評価委員会による本機構の第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価は以下ようになっております。

## 全体評価

### ①評価結果の総括

- (イ) 外部委託の推進等により一般管理費（人件費を含む）の経費の削減が図られており、業務運営の効率化が十分に達成されている。
- (ロ) 学資金貸与事業については、返還金を確実に回収し、回収率を向上させるための取組を実施することにより、新規返還者の返還率、リレー口座加入率の目標値以上の実績をあげている。
- (ハ) また、延滞債権の状況に対する政府関係会議等からの指摘等を踏まえ、回収の抜本的な強化策を有識者会議において検討を行い、順次取り組むとともに、第2期中期計画へ適切に反映がなされた。
- (ニ) 留学生交流事業については、留学生への学資の支給、宿舍、日本留学試験、留学情報提供・相談等の留学生支援事業の充実を図るとともに、市場化テストの実施や保有資産の見直し等の効率化・合理化が図られている。
- (ホ) 学生生活支援事業については、各大学だけでは十分に行うことが困難な、かつニーズの高い研修機会の提供等において高い評価を得ている。

<参考>・業務運営の効率化：A　・業務の質の向上：A　・財務内容の改善：A　　等

### ②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 返還金回収率向上の取組を積極的に検討し、強化されており評価できるが、延滞債権の抑制及び削減のための取組を検証しつつ、必要な取組を促進することが必要である。
- (ロ) 留学生支援について、大学等との役割・機能を踏まえつつ、情報発信・相談機能の一層の強化等に努めることが必要である。
- (ハ) 学生支援について、各大学等のニーズを適切に把握・分析を行い、データベース等情報提供事業の見直しを図ることが必要である。
- (ニ) 保有資産の見直しについて、引き続き、保有形態による費用対効果等を分析しつつ検討を行い、結論を得る必要がある。

### ③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 第2期中期計画に盛り込まれた回収強化のための取組を検証しつつ、効果的な取組が行われることが期待される。特に延滞債権の抑制、情報提供・相談の強化に努めるべきである。
- (ロ) 留学生30万人計画を推進する中で、留学生支援のナショナルセンターとして情報提供機能の強化、受け入れ環境づくりの推進等を担うことが期待される。
- (ハ) 学生支援に関する喫緊の課題に迅速・適切に対応するため、継続的に見直しを図りつつ、研修・情報提供事業を行うことが期待される。
- (ニ) 保有資産の見直しについて、引き続き検討を行い、結論を得たものから順次適切に対応していくべきである。

### ④特記事項

独法整理合理化計画や勧告の方向性等において指摘された事項について検討を行い、第1期中期計画期間中から順次対応がなされている。主な対応は次のとおり。

- ・延滞債権の回収率向上を図るための抜本的対策については、平成19年度から「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において検討を開始し、平成20年6月に報告がまとめられ、順次、取組を行っている。また、これらの検討結果は、第2期中期計画（平成21年度～25年度）に反映されており、平成19年度末3ヶ月以上延滞債権半減目標や総回収率の向上などの目標の下に、各種方策を講じることが盛り込まれている。
- ・平成19年度業務実績評価の総務省による2次評価において指摘された機関保証の妥当性の検証については、機構に平成20年9月に「機関保証制度検証委員会」を設置し、平成20年度末には審議のとりまとめを行っている。
- ・留学生交流事業に係る保有資産の見直しについては、国際交流会館や東京国際交流館プラザ平成の市場化テストの実施、東京国際交流館プラザ平成等の在り方や保有資産の有効活用の検討を行い、第2期中期計画に適切に反映され、引き続き、組織として計画的に実施することとなっている。